

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例案

令和 8 年（2026 年）9 月 24 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例

札幌市子ども医療費助成条例（昭和 48 年条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

次の表中改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）並びに改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分及び太線で囲んだ部分（第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正前	改正後
（所得制限） 第 2 条の 2 前条の規定にかかわらず、子どもの生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）の前年の所得（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費の助成にあつては、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに生計維持者の扶養親族等でない児童（児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項に規定する児童をいう。）で生計維持者が当該所得のあつた年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該子どもを対象者としな	（所得制限） 第 2 条の 2 前条の規定にかかわらず、子どもの生計を主として維持する者（以下「生計維持者」という。）の前年の所得（1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費の助成にあつては、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに生計維持者の扶養親族等でない児童（児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項に規定する児童をいう。）で生計維持者が当該所得のあつた年の 12 月 31 日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該子どもを対象者としな <u>い。ただし、次の各号のいずれかに該当する子どもについては、この限りでない。</u> <u>(1) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども</u> <u>(2) 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日以後から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（国民健康保険法その他の法令の規定により入</u>

改正前	改正後
2 (略) (申請及び登録) 第4条 対象者の保護者が医療費の助成を受けようとするときは、別に定めるところにより市長に申請し、当該対象者について子ども医療費受給資格の登録を受けなければならない。	<u>院又は指定訪問看護を受けた場合における当該入院又は指定訪問看護に係る医療費の助成を受けるときに限る。)</u> 2 (略) (申請及び登録) 第4条 対象者<u>(第2条の2第1項ただし書の規定により医療費の助成を受けることができるものを含む。第7条において同じ。)</u>の保護者が医療費の助成を受けようとするときは、別に定めるところにより市長に申請し、当該対象者について子ども医療費受給資格の登録を受けなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年8月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の札幌市子ども医療費助成条例（以下「改正後条例」という。）第2条の2第1項及び第4条の規定により医療費の助成の対象となる子どもの受給資格の登録及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後条例第4条、第5条及び第7条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 改正後条例第2条の2第1項の規定は、令和8年以後の年の所得による医療費の助成の制限について適用し、令和7年以前の年の所得による医療費の助成の制限については、なお従前の例による。

(理 由)

未就学児に係る所得制限及び小学生の入院等に係る所得制限を撤廃し、助成範囲の拡充をする等のため、本案を提出する。